

## 財務諸表等承認の適否に係る視点

## 1 財務諸表関係

## 1 「地方独立行政法人法」及び「地方独立行政法人山口県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則」に基づく検証

【方針】 法規準拠性の観点から検証を行う。

## 【項目】

- (1) 提出期限は遵守されたか。

6月末までに知事へ提出

- (2) 必要な書類は全て提出されたか。

〔提出書類〕

- ① 財務諸表
- |                 |                   |                       |
|-----------------|-------------------|-----------------------|
| 1. 貸借対照表        | 2. 損益計算書          | 3. 利益の処分又は損失の処理に関する書類 |
| 4. キャッシュ・フロー計算書 | 5. 行政サービス実施コスト計算書 |                       |
| 6. 附属明細書        |                   |                       |
- ② 事業報告書  
③ 決算報告書  
④ 監事の意見

- (3) 監事の監査報告書において、財務諸表の承認に当たり、特に考慮すべき意見はないか。

監査報告書の記載内容を確認

## 2 「地方独立行政法人会計基準（公営企業型）」に基づく検証

【方針】 表示内容の適正性の観点から検証を行う。

## 【項目】

- (1) 記載すべき事項について、遺漏はないか。

表示科目、会計方針、注記等の遺漏はないことを確認

- (2) 計数は整合しているか。

合計等の基本的な計数について整合を確認

- (3) 書類相互間における数値の整合性はとれているか。

主要表と附属明細書との整合、書類相互間の整合を確認

- (4) 行うべき処理等を行っているか。

以下の事項について遺漏等がないことを確認

- |                |               |
|----------------|---------------|
| ① 利益の処分又は損失の処理 | ② 短期借入金の限度額超過 |
| ③ 余裕金の運用       | ④ 重要な財産の処分    |

**〔参考〕財務諸表として作成する書類**

書類名	目的・内容
1. 貸借対照表	法人の財政状態を明らかにするため、すべての「資産」「負債」及び「資本」を記載するもの。
2. 損益計算書	法人の経営成績を明らかにするため、事業年度におけるすべての「収益」とこれに対応する「費用」を記載して、当期における「利益」又は「損失」を表示するもの。
3. 利益の処分又は損失の処理に関する書類	損益計算書において算定された当期末処分利益（未処理損失）とその処分の内容を明らかにするもの。
4. キャッシュ・フロー計算書	事業年度における資金の流れを活動ごとに区分して把握するため、資金の収入・支出を「業務活動」「投資活動」「財務活動」の区分別に表示するもの。
5. 行政サービス実施コスト計算書	納税者である住民等の行政サービスに対する評価・判断に資するため、法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストを集約して表示するもの。
6. 附属明細書	財務諸表の内容を補足するもの。 （ <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細</li> <li>・たな卸資産の明細</li> <li>・長期借入金の明細</li> <li>・引当金の明細</li> <li>・資本金及び資本剰余金の明細 など</li> </ul> ）